

見附市議会議員 様

令和 8 年 6 月 4 日

見附市議会議員 関 三郎

## 一 般 質 問 通 告 書

下記のとおり質問したいので、会議規則第 6 1 条第 2 項の規定により通告します。

質問事項 (主題を記載してください。議場配布の一覧表に印刷)

【1】 「選択と集中」で、めりはりの利いた空き家対策を

答弁を求める者 市長

総務省の令和 5 年(2023 年)住宅・土地統計調査によると、居住や使用目的のない空き家は全国で約 385 万戸に上り、その数は増加傾向にあるとのこと。

日本では団塊の世代の持ち家率がとても高く、今後その相続が発生して、さらに空き家が増えてゆく可能性が非常に高い。空き家対策は民法上の私有権との兼ね合いの問題もあり、その対策が難しいことは理解している。

本市も平成 31 年度に空き家対策の方向性を示した「見附市空き家等対策計画」を策定され、取り組まれてきたが、この度 5 年間の計画期間が終了し、この期間の取組の成果と課題を踏まえ、令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間の計画期間とする計画が策定されました。以下、本市の空き家対策について質問します。

1. 見附市の空き家の実態について伺う。

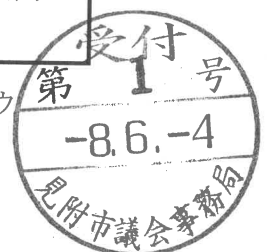
(1)市が「空き家等対策の推進に関する特別措置法」(以下、空き家法)に基づき空き家等として把握している「建築物等」は何棟あるか伺う。

(2)上記の内、「管理不全空き家等」は何棟あるか伺う。

(3)「管理不全空き家等」を放置し「特定空き家等」の該当となった空き家は  
何棟あるのか伺う。

(4)「特定空き家等」に認定後も、市からの指導に応じず、状態の改善が見られず、周辺への影響なども踏まえ、「住宅用地に係る課税標準特例」の解除の勧告を受けた空き家が何棟あるか伺う。また、解除の勧告の検討対象に挙げられている空き家は何棟あるか伺う。

※ 番号のつけ方 (大項目) 1 2 3 (中項目) (1) (2) (3) (小項目) アイウ



(5)昨年、空家の所有者を確知できないケース（相続人不存在）として、市内の細越町で、空家法第22条第10項による「略式代執行」が実施されたが、この判断に至った経緯を再度、説明願いたい。

2. 見附市の空き家対策について

(1)市内体制及び関係団体との連携について伺う。

(2)関係団体の中でも、「見附市管理不全空家等及び特定空家等協議会」のメンバー構成と市より委託された審議内容を伺う。

(3)市による緊急安全措置の対応について伺う。

(4)特定空家等の義務者による早期の解体と更地化を促すための、減免措置は検討されているか伺う。

(5)これまで本市は国・県と連動して、具体的にどのような対策を講じてきたのか、時系列的に伺う。

(6)市区町村の負担軽減のため、空き家対策の入り口から出口まで、市区町村が担っている現状を大きく変える必要を痛感する。そのために、空き家対策にも、特に重点的・優先的に対応すべき地域を計画的に決める「ゾーニング」の視点を入れていくべきだと思う。私案として、今後は通行人が多い道路や通学路の沿道、都市計画として居住を誘導すべき区域などを選択し、そこに市の限られたマンパワーを集中してはどうかと考えるが、市の考えを伺う。

質問事項 (主題を記載してください。議場配布の一覧表に印刷)

【2】 「地域おこし協力隊」は地方創生につながるのか

答弁を求める者 市長

人口減少という「静かな有事」に直面し、日本の多くの自治体は存続の危機にあると言っても過言ではない。だが、その「核心」は単に人口が減ることではなく、主たる要因は、地域の課題を自律的に解決しようとする「自分ごと」の意識が衰微してきていることに起因していると思われる。

「国からの指示や、補助金を待ち続ける依存体質を脱却できなければ、地方に未来はない。」

これらの状況を受けて、政府や各自治体では移住を促進する政策や事業を実施することで、地域力の維持・強化を図ろうとしている。

その代表的な例が、総務省によって2009年に創設された「地域おこし協力隊制度」です。

事業概要としては「地方自治体が都市部から人材を受け入れ、地域おこし協力隊員として委嘱し、一定期間以上、農林漁業の応援、水源保全・監視活動、住民の生活支援などの各種の地域協力活動に従事してもらいながら、当該地域への定住・定着を図る取り組みについて、地方自治体が意欲的・積極的に取り組むことができるよう、総務省として必要な支援を行う」としている。

以下、本市の「地域おこし協力隊」事業について伺います。

- 1, 本市でこの事業を採用されてから今日までの総人員数を雇用形態別並びに協力事業別に伺う。
- 2, 活動期間の延長を認め、最長期限の5年間活動された方がいれば、出身地とその活動内容を伺う。
- 3, 活動終了及び活動中の隊員の方の「地域おこし協力隊へ応募された理由」の上位3位までを伺う。
- 4, 「活動中の課題」について、多くの協力隊員から ① 地域の住民とのコミュニケーション、相互理解 ② 行政職員とのコミュニケーション、相互理解 ③ 活動目的、活動内容の具体化、明確化、が聞き取れたが、本

※ 番号のつけ方 (大項目) 1 2 3 (中項目) (1) (2) (3) (小項目) アイウ

市の場合、これらの課題にどのように対応されたか、また、具体的改善策を伺う。

5, 協力隊員の任務が個別集落に特化する方がいいか、市全体に及ぶ方がいいかという議論をよく側聞する。活動内容にも依ると考えられるが、市の見解を伺う。

6, 多くの市区町村において任務終了後も協力隊員が定住されることが大きな目的であるわけですが、本市の実績を伺う。

7, 任務終了後の定住を望む協力隊員にとって最も大きな課題は「生活の安定」である。収入面及び住宅についての本市の補助制度を伺う。

8, 地域おこし協力隊員を終了され、総務省の「起業支援金」の要件を満たし、本市で起業された方がおられたら、その業種と起業後の動向を伺う。

9, 最後に、「地域おこし協力隊」は、本市にとって「地方創生」に繋がる可能性があるのか。繋がるとしたら ① 制度上の課題 ② 市の対応策の改善点 について、市長の具体的な見解を伺う。